

## 明石市自然環境調査データベースについて

## 第1章 業務概要

### 1 業務の目的

明石市では、平成16年度より市内の河川・ため池・里山林・海岸などにおいて、自然環境保全のために「自然環境調査」を実施しており。それらのデータを基に平成22年度に「つなごう生き物のネットワーク 生物多様性あかし戦略号」を策定した。その後も生物多様性あかし戦略を推進するために、調査を継続して行っている。現在、調査開始から9年が経過し、データが相当量蓄積されてきており、今後のさらなる生物多様性あかし戦略の推進と本市の自然環境保全を進める上で、必要なデータを整理することを目的とする。

### 2 業務の内容

以下に示す、既存の自然環境調査資料より、出現種の確認地点、確認年月日、種類、種名、貴重種等の区分、外来生物の区分について抽出、整理を行う。使用するソフトは「Microsoft office Access 2007」とし、平成24年度以降の明石市自然環境調査データの追加が可能な仕様とする。

明石市自然環境調査結果資料一覧

年度	対象区域	対象項目
H16	ため池	植生
H17	ため池	魚介類、昆虫類
	金ヶ崎公園、明石公園	昆虫類、植物相、植生
H18	河川	魚介類、昆虫類
H19	河川	植物相、植生
H20	市内全域	植物、哺乳類、鳥類、両生・爬虫類、魚類、昆虫類
H21	松陰新田地区、明石海岸	植物、鳥類、昆虫類
H22	明石海岸、沿岸地域	生物相
H23	明石川	魚介類
	明石公園	植物、哺乳類、鳥類、両生・爬虫類、魚介類、昆虫類

## 第2章 データベース作成サンプル

データベースの作成は以下の項目とする。

### 明石市自然環境調査データベース

縦軸に種名、横軸に貴重種・外来種および確認地点を表記し、データベースを作成する。確認生物全種のほか、貴重種のみおよび外来種のみデータベースの作成も可能。

### 各地点 確認種一覧表

特定の地点（選択）における確認種一覧表を作成する。

### 各種 確認地点一覧表

特定の種（選択）における確認地点一覧表を作成する。

データベースの作成サンプルを次ページ以降に整理する。

### 第3章 説明事項

#### 1 語句説明

- ・種名の「 sp. 」「 spp. 」について

「 sp. 」: 属（または科、目等）の1種  
種の同定が不可能である 属（または科、目等）の生物が1種確認されたことを示す

「 spp. 」: 属（または科、目等）の数種  
種の同定が不可能である 属（または科、目等）の生物が複数種確認されたことを示す

#### 2 貴重種カテゴリー

- ・略記凡例

##### <環境省レッドリスト>

アクセス中表記	カテゴリー
CR+EN	絶滅危惧 類
CR	絶滅危惧 A 類
EN	絶滅危惧 B 類
VU	絶滅危惧 類
NT	準絶滅危惧
DD	情報不足

##### <兵庫県レッドリスト>

アクセス中表記	カテゴリー
A	A ランク
B	B ランク
C	C ランク
要注目	要注目種
要調査	要調査種

- ・レッドリスト最新改訂年度一覧

##### <環境省レッドリスト>

哺乳類	2012年8月
鳥類	2012年8月
爬虫類	2012年8月
両生類	2012年8月
汽水淡水魚類	2013年2月
昆虫類	2012年8月
貝類	2012年8月
その他無脊椎動物	2012年8月
植物（維管束植物）	2012年8月
植物（藻類、蘚苔類、地衣類、菌類）	2012年8月

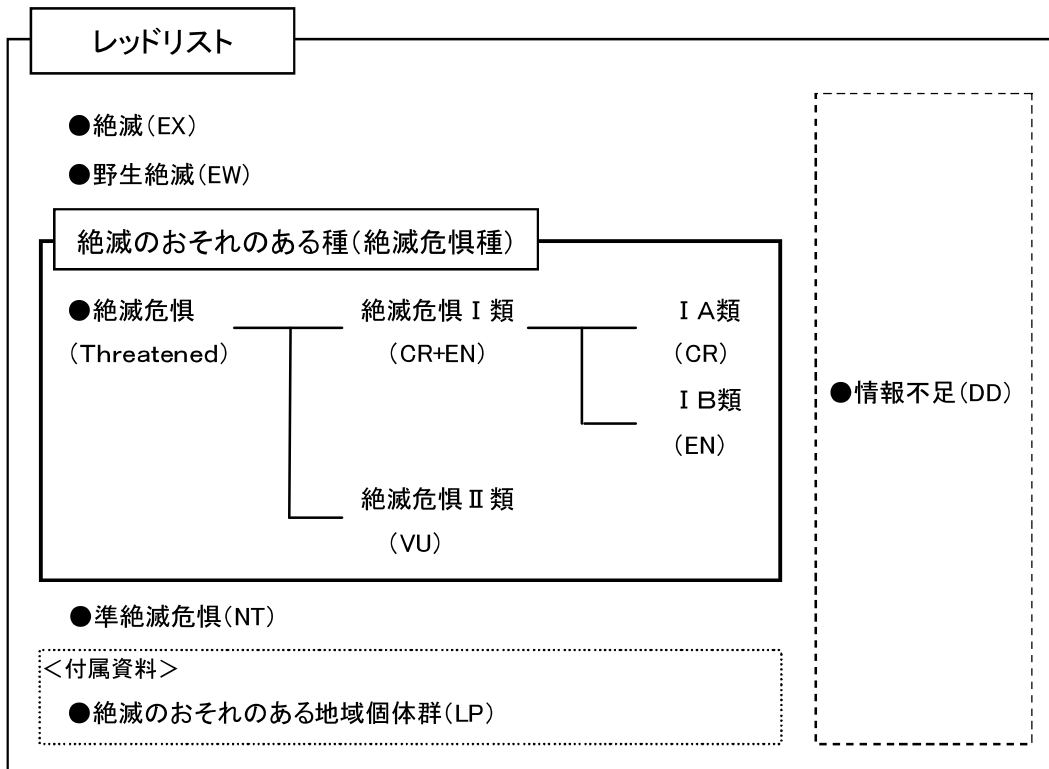
##### <兵庫県レッドリスト>

鳥類 兵庫県版レッドデータブック 2013（鳥類）より	2013年3月
昆虫類 兵庫県版レッドデータブック 2012（昆虫類）より	2012年3月
植物 兵庫県版レッドデータブック 2010（植物・植物群落）より	2010年3月
上記以外の生物 改訂・兵庫の貴重な自然より	2003年3月

## 環境省レッドリストカテゴリーと判定基準 (2013. 2)

### 【カテゴリー (ランク)】

今回のレッドリストの見直しに際して用いたカテゴリーは下記のとおりであり、第3次レッドリスト (2006、2007) で使用されているカテゴリーと同一である。



### 【判定基準】

2001年にIUCN (国際自然保護連合) が新たな数値基準を採用した「IUCN レッドリストカテゴリーと基準」\*1を発行したことを受けて、前回のレッドリスト見直し時にカテゴリーの判定基準の一部変更を行った。今回の見直しにおいても前回の判定基準を踏襲して、各対象種の評価を実施した。判定基準の詳細については、次ページ以降に示すとおりである。

また、数値基準による評価が可能となるようなデータが得られない種も多いことから、第3次リストで用いてきたものと同様に、「定性的要件」と「定量的要件 (数値基準)」を併用し、数値基準に基づいて評価することが可能な種については、「定量的要件」を適用することとした。なお、「定性的要件」と「定量的要件」は、必ずしも厳密な対応関係にあるわけではないが、現時点では併用が最善との結論に至ったものである。

\*1 IUCN (2001) IUCN Red List Categories and Criteria: Version 3.1. IUCN Species Survival Commission. Gland, Switzerland and Cambridge, U.K.

■カテゴリー（ランク）と判定基準

カテゴリー及び基本概念	定性的要件	定量的要件
<p><b>絶滅</b> Extinct (EX) 我が国ではすでに絶滅したと考えられる種(注1.以下同じ)</p>	<p>過去に我が国に生息したことが確認されており、飼育・栽培下を含め、我が国ではすでに絶滅したと考えられる種</p>	
<p><b>野生絶滅</b> Extinct in the Wild (EW) 飼育・栽培下、あるいは自然分布域の明らかに外側で野生化した状態でのみ存続している種</p>	<p>過去に我が国に生息したことが確認されており、飼育・栽培下、あるいは自然分布域の明らかに外側で野生化した状態では存続しているが、我が国において本来の自然の生息地ではすでに絶滅したと考えられる種</p> <p>【確実な情報があるもの】</p> <p>①信頼できる調査や記録により、すでに野生で絶滅したことが確認されている。</p> <p>②信頼できる複数の調査によっても、生息が確認できなかった。</p> <p>【情報量が少ないもの】</p> <p>③過去50年間前後の間に、信頼できる生息の情報が得られていない。</p>	
<p><b>絶滅危惧 I 類</b> Critically Endangered + Endangered (CR+EN) 絶滅の危機に瀕している種</p> <p>現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、野生での存続が困難なもの。</p> <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">絶滅危惧 THREATENED</p>	<p>次のいずれかに該当する種</p> <p>【確実な情報があるもの】</p> <p>①既知のすべての個体群で、危機的水準にまで減少している。</p> <p>②既知のすべての生息地で、生息条件が著しく悪化している。</p> <p>③既知のすべての個体群がその再生産能力を上回る捕獲・採取圧にさらされている。</p> <p>④ほとんどの分布域に交雑のおそれのある別種が侵入している。</p> <p>【情報量が少ないもの】</p> <p>⑤それほど遠くない過去(30年～50年)の生息記録以後確認情報がなく、その後信頼すべき調査が行われていないため、絶滅したかどうかの判断が困難なもの。</p>	<p><b>絶滅危惧 I A 類</b> Critically Endangered (CR)</p> <p>ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの。</p> <p>A. 次のいずれかの形で個体群の減少が見られる場合。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>過去10年間もしくは3世代のどちらか長い期間(注2.以下同じ)を通じて、90%以上の減少があったと推定され、その原因がなくなっており、且つ理解されており、且つ明らかに可逆的である。</li> <li>過去10年間もしくは3世代のどちらか長い期間を通じて、80%以上の減少があったと推定され、その原因がなくなっていない、理解されていない、あるいは可逆的でない。</li> <li>今後10年間もしくは3世代のどちらか長期間を通じて、80%以上の減少があると予測される。</li> <li>過去と未来の両方を含む10年間もしくは3世代のどちらか長い期間において80%以上の減少があると推定され、その原因がなくなっていない、理解されていない、あるいは可逆的でない。</li> </ol> <p>B. 出現範囲が100km<sup>2</sup>未満もしくは生息地面積が10km<sup>2</sup>未満であると推定されるほか、次のうち2つ以上の兆候が見られる場合。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>生息地が過度に分断されているか、ただ1カ所の地点に限定されている。</li> <li>出現範囲、生息地面積、成熟個体数等に継続的な減少が予測される。</li> <li>出現範囲、生息地面積、成熟個体数等に極度の減少が見られる。</li> </ol>

(注1)種：動物では種及び亜種、植物では種、亜種及び変種を示す。

(注2)過去10年間もしくは3世代：1世代が短く3世代に要する期間が10年未満のものは年数を、1世代が長く3世代に要する期間が10年を超えるものは世代数を採用する。

※文中の下線部は「環境省レッドリストカテゴリーと判定基準（2012）」より変更した箇所

■ カテゴリー（ランク）と判定基準

カテゴリー及び基本概念	定性的要件	定量的要件
<p style="text-align: center;"><b>絶滅危惧 I 類</b> Critically Endangered + Endangered (CR+EN) 絶滅の危機に瀕して いる種</p> <p>現在の状態をもたらした 圧迫要因が引き続き作 用する場合、野生での存 続が困難なもの。</p> <p style="text-align: center;">絶 滅 危 惧  T H R E A T E N E D</p>		<p><b>絶滅危惧 I A 類</b> Critically Endangered (CR)</p> <p>ごく近い将来に おける野生で の絶滅の危険 性が極めて高 いもの。</p> <p>C. 個体群の成熟個体数が250未満であると推定され、さらに次のいずれかの条件が加わる場合。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 3年間もしくは1世代のどちらか長い期間に25%以上の継続的な減少が推定される。</li> <li>2. 成熟個体数の継続的な減少が観察、もしくは推定・予測され、かつ次のいずれかに該当する。             <ol style="list-style-type: none"> <li>a) 個体群構造が次のいずれかに該当                 <ol style="list-style-type: none"> <li>i) 50以上の成熟個体を含む下位個体群は存在しない。</li> <li>ii) 1つの下位個体群中に90%以上の成熟個体が属している。</li> </ol> </li> <li>b) 成熟個体数の極度の減少</li> </ol> </li> </ol> <p>D. 成熟個体数が50未満であると推定される個体群である場合。</p> <p>E. 数量解析により、10年間、もしくは3世代のどちらか長い期間における絶滅の可能性が50%以上と予測される場合。</p>
		<p><b>絶滅危惧 I B 類</b> Endangered (EN)</p> <p>I A類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの。</p> <p>A. 次のいずれかの形で個体群の減少が見られる場合。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 過去10年間もしくは3世代のどちらか長い期間を通じて、70%以上の減少があったと推定され、その原因がなくなっており、且つ理解されており、且つ明らかに可逆的である。</li> <li>2. 過去10年間もしくは3世代のどちらか長い期間を通じて、50%以上の減少があったと推定され、その原因がなくなっていない、あるいは可逆的でない。</li> <li>3. 今後10年間もしくは3世代のどちらか長期間を通じて、50%以上の減少があると予測される。</li> <li>4. 過去と未来の両方を含む10年間もしくは3世代のどちらか長い期間において50%以上の減少があると推定され、その原因がなくなっていない、理解されていない、あるいは可逆的でない。</li> </ol> <p>B. 出現範囲が5,000km<sup>2</sup>未満もしくは生息地面積が500km<sup>2</sup>未満であると推定されるほか、次のうち2つ以上の兆候が見られる場合。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 生息地が過度に分断されているか、5以下の地点に限定されている。</li> <li>2. 出現範囲、生息地面積、成熟個体数等に継続的な減少が予測される。</li> <li>3. 出現範囲、生息地面積、成熟個体数等に極度の減少が見られる。</li> </ol>

■ カテゴリー（ランク）と判定基準

カテゴリー及び基本概念		定性的要件	定量的要件
絶滅危惧	<p><b>絶滅危惧Ⅰ類</b> Critically Endangered + Endangered (CR+EN) 絶滅の危機に瀕している種</p> <p>現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、野生での存続が困難なもの。</p>		<p><b>絶滅危惧ⅠB類</b> Endangered (EN)</p> <p>ⅠA類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの。</p> <p>C. 個体群の成熟個体数が2,500未満であると推定され、さらに次のいずれかの条件が加わる場合。 1. 5年間もしくは2世代のどちらか長い期間に20%以上の継続的な減少が推定される。 2. 成熟個体数の継続的な減少が観察、もしくは推定・予測され、かつ次のいずれかに該当する。 a) 個体群構造が次のいずれかに該当 i) 250以上の成熟個体を含む下位個体群は存在しない。 ii) 1つの下位個体群中に95%以上の成熟個体が属している。 b) 成熟個体数の極度の減少</p> <p>D. 成熟個体数が250未満であると推定される個体群である場合。</p> <p>E. 数量解析により、20年間、もしくは5世代のどちらか長い期間における絶滅の可能性が20%以上と予測される場合。</p>
	<p><b>絶滅危惧Ⅱ類</b> Vulnerable (VU) 絶滅の危険が増大している種</p> <p>現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、近い将来「絶滅危惧Ⅰ類」のカテゴリーに移行することが確実と考えられるもの。</p>	<p>次のいずれかに該当する種</p> <p>【確実な情報があるもの】</p> <p>① 大部分の個体群で個体数が大幅に減少している。 ② 大部分の生息地で生息条件が明らかに悪化しつつある。 ③ 大部分の個体群がその再生産能力を上回る捕獲・採取圧にさらされている。 ④ 分布域の相当部分に交雑可能な別種が侵入している。</p>	<p>A. 次のいずれかの形で個体群の減少が見られる場合。 1. 過去10年間もしくは3世代のどちらか長い期間を通じて、50%以上の減少があったと推定され、その原因がなくなっており、且つ理解されており、且つ明らかに可逆的である。 2. 過去10年間もしくは3世代のどちらか長い期間を通じて、30%以上の減少があったと推定され、その原因がなくなっていない、理解されていない、あるいは可逆的でない。 3. 今後10年間もしくは3世代のどちらか長期間を通じて、30%以上の減少があると予測される。 4. 過去と未来の両方を含む10年間もしくは3世代のどちらか長い期間において30%以上の減少があると推定され、その原因がなくなっていない、理解されていない、あるいは可逆的でない。</p> <p>B. 出現範囲が20,000km<sup>2</sup>未満もしくは生息地面積が2,000km<sup>2</sup>未満であると推定され、また次のうち2つ以上の兆候が見られる場合。 1. 生息度が過度に分断されているか、10以下の地点に限定されている。 2. 出現範囲、生息地面積、成熟個体数等について、継続的な減少が予測される。 3. 出現範囲、生息地面積、成熟個体数等に極度の減少が見られる。</p>



■ カテゴリー（ランク）と判定基準

カテゴリー及び基本概念		定性的要件	定量的要件
絶滅危惧	<p><b>絶滅危惧Ⅱ類</b> Vulnerable (VU) 絶滅の危険が増大している種</p> <p>現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、近い将来「絶滅危惧Ⅰ類」のカテゴリーに移行することが確実と考えられるもの。</p>		<p>C. 個体群の成熟個体数が10,000未満であると推定され、さらに次のいずれかの条件が加わる場合。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>10年間もしくは3世代のどちらか長い期間に10%以上の継続的な減少が推定される。</li> <li>成熟個体数の継続的な減少が観察、もしくは推定・予測され、かつ次のいずれかに該当する。 <ol style="list-style-type: none"> <li>個体群構造が次のいずれかに該当 <ol style="list-style-type: none"> <li>1,000以上の成熟個体を含む下位個体群は存在しない。</li> <li>1つの下位個体群中にすべての成熟個体が属している。</li> </ol> </li> <li>成熟個体数の極度の減少</li> </ol> </li> </ol> <p>D. 個体群が極めて小さく、成熟個体数が1,000未満と推定されるか、生息地面積あるいは分布地点が極めて限定されている場合。</p> <p>E. 数量解析により、100年間における絶滅の可能性が10%以上と予測される場合。</p>
	<p><b>準絶滅危惧</b> Near Threatened (NT) 存続基盤が脆弱な種</p> <p>現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」として上位カテゴリーに移行する要素を有するもの。</p>	<p>次に該当する種</p> <p>生息状況の推移から見て、種の存続への圧迫が強まっていると判断されるもの。具体的には、分布域の一部において、次のいずれかの傾向が顕著であり、今後さらに進行するおそれがあるもの。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>個体数が減少している。</li> <li>生息条件が悪化している。</li> <li>過度の捕獲・採取圧による圧迫を受けている。</li> <li>交雑可能な別種が侵入している。</li> </ol>	
	<p><b>情報不足</b> Data Deficient (DD) 評価するだけの情報が不足している種</p>	<p>次に該当する種</p> <p>環境条件の変化によって、容易に絶滅危惧のカテゴリーに移行し得る属性(具体的には、次のいずれかの要素)を有しているが、生息状況をはじめとして、カテゴリーを判定するに足る情報が得られていない種。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>どの生息地においても生息密度が低く希少である。</li> <li>生息地が局限されている。</li> <li>生物地理上、孤立した分布特性を有する(分布域がごく限られた固有種等)。</li> <li>生活史の一部又は全部で特殊な環境条件を必要としている。</li> </ol>	

■ 付属資料

カテゴリー及び基本概念	定性的要件	定量的要件
<p>絶滅のおそれのある地域個体群 Threatened Local Population (LP)</p> <p>地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの。</p>	<p>次のいずれかに該当する地域個体群</p> <p>①生息状況、学術的価値等の観点から、レッドデータブック掲載種に準じて扱うべきと判断される種の地域個体群で、生息域が孤立しており、地域レベルで見た場合絶滅に瀕しているかその危険が増大していると判断されるもの。</p> <p>②地方型としての特徴を有し、生物地理学的観点から見て重要と判断される地域個体群で、絶滅に瀕しているか、その危険が増大していると判断されるもの。</p>	

兵庫県レッドリスト カテゴリー (2013年3月現在)

鳥類 (改訂・兵庫の貴重な自然 兵庫県版レッドデータブック 2012 (鳥類))	
絶滅	兵庫県内での確認記録、標本があるなど、かつては生息していたと考えられるが、現在は野生下では見られなくなり、生息の可能性がないと考えられる種
Aランク	環境省レッドデータブックの絶滅危惧 類に相当。兵庫県内において絶滅の危機に瀕している種など、緊急の保全対策、厳重な保全対策の必要な種
Bランク	環境省レッドデータブックの絶滅危惧 類に相当。兵庫県内において絶滅の危機が増大している種など、極力生息環境などの保全が必要な種
Cランク	環境省レッドデータブックの準絶滅危惧に相当。兵庫県内において存続基盤が脆弱な種
要注目種	最近減少の著しい種、優れた自然環境の指標となる種や分布や行動に変化があり動向が注目される種などの貴重種に準ずる種
要調査種	環境省レッドデータブックの情報不足に相当。兵庫県内での生息の実態がほとんどわからないことなどにより、現在の知見では貴重性の評価ができないが、今後の調査によっては貴重種となる可能性のある種

昆虫類 (改訂・兵庫の貴重な自然 兵庫県版レッドデータブック 2012 (昆虫類))	
絶滅	兵庫県内での確認記録、標本があるなど、かつては生息していたと考えられるが、現在は見られなくなり、生息の可能性がないと考えられる種
Aランク	兵庫県内での確認記録、標本があるなど、かつては生息していたと考えられるが、現在は見られなくなり、生息の可能性がないと考えられる種
Bランク	環境省レッドデータブックの絶滅危惧 類に相当。兵庫県内において絶滅の危機が増大している種など、極力生息環境、自生地などの保全が必要な種
Cランク	環境省レッドデータブックの準絶滅危惧に相当。兵庫県内において存続基盤が脆弱な種
要注目種	最近減少が著しい種、優れた自然環境の指標となる種などの貴重種に準ずる種
地域限定貴重種	兵庫県全域で見ると貴重とはいえないが、県内の特定の地域においてはA、B、C、要注目のいずれかのランクに該当する程度の貴重性を有する種であるとともに、「学術的に特に貴重とみなされる個体群」、「生物地理学的に重要な意味を持つ個体群」、「保全上重要な単位とみなされる個体群」として識別される種
要調査種	環境省レッドデータブックの情報不足に相当。本県での生息の実態がほとんどわからないことなどにより、現在の知見では貴重性の評価ができないが、今後の調査によっては貴重種となる可能性のある種

兵庫県レッドリスト カテゴリー (2013年3月現在)

維管束植物 (改訂・兵庫の貴重な自然 兵庫県版レッドデータブック 2010(植物・植物群落))	
絶滅	兵庫県内での確認記録、標本があるなど、かつては生育していたと考えられるが、兵庫県では近年、現存が確認できなかったもの。飼育栽培下では存続している、いわゆる野生絶滅種を含む
Aランク	環境省レッドデータブックの絶滅危惧 類に相当。兵庫県内において絶滅の危機に瀕している種など、緊急の保全対策、厳重な保全対策の必要な種。
Bランク	環境省レッドデータブックの絶滅危惧 類に相当。兵庫県内において絶滅の危険が増大している種など、極力生息環境、自生地などの保全が必要な種。
Cランク	環境省レッドデータブックの準絶滅危惧に相当。兵庫県内において存続基盤が脆弱な種。
要調査種	環境省レッドデータブックの情報不足に相当。本県での生息生育の実態がほとんどわからないことなどにより、現在の知見では貴重性の評価ができないが、今後の調査によっては貴重種となる可能性のある種

蘚苔類 (改訂・兵庫の貴重な自然 兵庫県版レッドデータブック 2010(植物・植物群落))	
Aランク	発生確認箇所数が非常に少なく、貴重性が極めて高いと考えられる種
Bランク	発生確認箇所数が少なく、貴重性が高いと考えられる種
Cランク	優れた自然環境の指標となる種などの、貴重種に準ずる種。
要調査種	現在の知見では貴重性の判断ができないが、今後の調査によっては貴重種となる可能性のある種。

藻類 (改訂・兵庫の貴重な自然 兵庫県版レッドデータブック 2010(植物・植物群落))	
Aランク	生育場所が限定され、保全の必要性が高い数少ない重要な環境や、藻場などの生態系を特徴付ける種。
Bランク	生育場所が限定され、保全することが望まれる重要な環境や、藻場などの生態系を特徴付ける種。
Cランク	現在は重要性は高くないが、今後重要となる可能性が高い環境や、藻場などの生態系を特徴付ける種。
地域絶滅危惧種(LE )	過去に分布していたことが確認されているが、生育環境の悪化などにより、現在は分布が確認されないか、きわめて稀にしか出現しない種。
要調査種	本県での生育の実態がほとんどわからないことにより、現在の知見では貴重性の判断ができないが、今後の調査によっては貴重種となる可能性のある種。

LoCAI EndAngered SpeCies

菌類 (改訂・兵庫の貴重な自然 兵庫県版レッドデータブック 2010(植物・植物群落))	
Aランク	発生確認箇所数が非常に少なく、貴重性が極めて高いと考えられる種。
Bランク	発生確認箇所数が少なく、貴重性が高いと考えられる種。
要注目種	優れた自然環境の指標となる種などの、貴重種に準ずる種。
要調査種	本県での生育の実態がほとんどわからないことにより、現在の知見では貴重性の判断ができないが、今後の調査によっては貴重種となる可能性のある種。

兵庫県レッドリスト カテゴリー (2013年3月現在)

植物群落 (改訂・兵庫の貴重な自然 兵庫県版レッドデータブック 2010 (植物・植物群落))	
Aランク	規模的、質的にすぐれており貴重性の程度が最も高く、全国的価値に相当するもの。
Bランク	Aランクに準ずるもので、地方的価値、都道府県的価値に相当するもの。
Cランク	Bランクに準ずるもので、市町村的価値に相当するもの。
要注目	人間生活との関わりを密接に示すもの、地元の人に愛されているものなど、貴重なものに準ずるものとして保全に配慮すべきもの。

上記以外の生物 (改訂・兵庫の貴重な自然 兵庫県版レッドデータブック 2003)	
今見られない	兵庫県内での確認記録、標本があるなど、かつては生息生育していたと考えられるが、現在は見られなくなり、生息生育の可能性がないと考えられる種。鳥類にあっては、過去には兵庫県内で毎年または通年見られたが、現在は稀に迷鳥としてしか見られなくなった種については、この区分に含めることとした。
Aランク	改訂日本版レッドデータブックの絶滅危惧 類に相当。兵庫県内において絶滅の危機に瀕している種など、緊急の保全対策、厳重な保全対策の必要な種。
Bランク	改訂日本版レッドデータブックの絶滅危惧 類に相当。兵庫県内において絶滅の危険が増大している種など、極力生息環境、自生地などの保全が必要な種。
Cランク	改訂日本版レッドデータブックの準絶滅危惧に相当。兵庫県内において存続基盤が脆弱な種。
要注目種	最近減少の著しい種、優れた自然環境の指標となる種などの貴重種に準ずる種。
地域限定貴重種	兵庫県全域で見ると貴重とはいえないが、兵庫県内の特定の地域においてはA、B、C、要注目のいずれかのランクに該当する程度の貴重性を有する種。
要調査種	改訂日本版レッドデータブックの情報不足に相当。本県での生息生育の実態がほとんどわからないことなどにより、現在の知見では貴重性の評価ができないが、今後の調査によっては貴重種となる可能性のある種。

### 3 外来種カテゴリー

・略記凡例

< 環境省指定外来生物 >

アクセス中 表記	カテゴリー
特	特定外来生物
未	未判定外来生物
要	要注意外来生物

最新改訂年度は 2011 年 7 月

< 兵庫県ブラックリスト >

アクセス中 表記	カテゴリー
Y	注意種
Z	警戒種

最新改訂年度は 2012 年 6 月

上記いずれにも属しない外来種については「外来種」と表記する。

環境省 指定外来生物カテゴリー概要

カテゴリー	概要
特定外来生物	<p>外来生物(海外起源の外来種)であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるもので、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律により指定される。                      生きているものに限られ、個体だけではなく、卵、種子、器官なども含まれる。</p> <p>規制事項=原則禁止                      飼育、栽培、保管及び運搬、輸入、野外へ放つ、植える及び蒔く。                      防除                      特定外来生物による被害がすでに生じている場合又は生じるおそれがある場合で、必要であると判断された場合は、特定外来生物の防除を行う。</p>
未判定外来生物	<p>特定外来生物とは別に、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼす疑いがあるか、実態がよく分かっていない海外起源の外来生物で、輸入する場合は事前に主務大臣に対して届け出る必要がある。                      届出がされた場合は、主務大臣が判断し、影響を及ぼすおそれがある場合は特定外来生物に指定され、輸入等について規制される。影響を及ぼすおそれがないと主務大臣が判断した場合は、特に規制はかからない。</p>
要注意外来生物	<p>外来生物法の規制対象となる特定外来生物や未判定外来生物とは異なり、外来生物法に基づく飼養等の規制が課されるものではないが、これらの外来生物が生態系に悪影響を及ぼしうることから、利用に関わる個人や事業者等に対し、適切な取扱いについて理解と協力を依頼するもの。また、被害に係る科学的な知見や情報が不足しているものも多く、専門家等の関係者による知見等の集積や提供を期待するもの。</p> <p><u>(1)被害に係る一定の知見があり、引き続き指定の適否について検討する外来生物</u>                      専門家会合等において、生態系等に対する被害があるかそのおそれがあるとされ、指定に伴う大量遺棄のおそれなどの生物ごとの様々な課題があることから、現時点で外来生物法に基づく特定外来生物等の指定対象となっていないもの。今後も特定外来生物の指定の適否について検討することとしている。</p> <p><u>(2)被害に係る知見が不足しており、引き続き情報の集積に努める外来生物</u>                      専門家会合等においても生態系等に対する被害のおそれ等が指摘されているが、文献等の被害に関する科学的な知見が不足しているもの。引き続き情報の集積に努め、その状況を踏まえて指定の必要性について引き続き検討するとともに、利用に当たっての注意を呼びかけていく必要があるとされた外来生物。</p> <p><u>(3)選定の対象とならないが注意喚起が必要な外来生物(他法令の規制対象種)</u>                      他法令による規制があることから、外来生物法に基づく特定外来生物や未判定外来生物の選定の対象とはならないが、特に利用に当たっての注意喚起が必要な外来生物。</p> <p><u>(4)別途総合的な取組みを進める外来生物(緑化植物)</u>                      緑化に用いられる外来植物は、災害防止のための法面緑化など様々な場で用いられることから、被害の発生構造の把握と併せて代替的な植物の入手可能性や代替的な緑化手法の検討等を含めて環境省、農林水産省及び国土交通省の3省が連携して総合的な取組みについて検討をすすめることとしている。</p>

## 兵庫県ブラックリストカテゴリー概要

### 生物多様性に悪影響を及ぼす外来生物への対応 兵庫県 H22.3 より抜粋

県内において現在及び将来的に影響が大きい種を、影響の度合いによって分類し、外来種の「ブラックリスト」としてとりまとめました。

#### (1) 選定方針

- ①外来生物種のうち、県内に既に定着してしまっているもの、および定着の可能性のあるものを抽出しました。  
※「定着」：外来生物が新しい生息生育地で継続的に生存可能な子孫を作ること成功している状態
- ②人間の管理下であれば生態系に悪影響を及ぼす恐れがない生物でも、人間の管理外に出してしまった場合に問題となる生物はリストに含めています。
- ③従来から緑化等に使用されてきた植物で、生態系に及ぼす影響が明らかとなっている種については、特に緑化材としての利用やワイルドフラワーとして野外に散布することを抑制する意図からリストに含めています。
- ④推定される影響の度合いにより、「大」・「その他」に区分しました。
- ⑤推定される影響が「大」のものを「Z」（警戒種）、「その他」を「Y」（注意種）としました。

定着 (可能性)	区分	内容
県内に既に定着または定着の可能性有り	Z警戒種	生物多様性への影響が大きい、または今後影響が大きくなることが予測される種
	Y注意種	生物多様性への影響がある種 将来影響を及ぼす可能性が考えられるなど、引き続き情報を集積し今後の動向を注目していく種